

石川県弓道審査実施要項（内規）

1. 期 日 年間スケジュールのとおり
2. 会 場 年間スケジュールのとおり
3. 審査種別 定期審査 級位及び段位（受審は無指定と段位の四段まで）
無指定審査（受審は無指定のみで合格は5級から1級・初段まで）
4. 日 程 実施日の開始時刻、種別、科目などは年間スケジュールのとおり。
5. 請求段級位 段位は初段から受審請求ができ、級位は「無指定」で請求する。
6. 審査方法 審査は全日本弓道連盟の「審査規程」及び「審査規程内規」にもとづいて行うものとし、細部については、この内規によって実施する。
 - (1) 級位の部 無指定として行射の審査成績に応じて5級から1級または初段をあたえる。
 - (2) 段位の部 初段より四段の段位は、行射の審査及び学科試験のそれぞれの成績の程度により可否を決定する。

註：受審者は、現段位が、その認許された日から満5か月以上を経過していなければならない。また、初心者が受審する場合についても、満5か月以上の経験を要するものとする。
7. 申し込み期日とその方法
 - (1) 締切り日 審査当日より10日前（必着を厳守のこと） 申込み先 審査部長 宅
 - (2) 申込みは所定の審査申込書に記載し、加盟団体又は学校単位で提出すること。審査申込書には、県連に登録した加盟団团长又は学校責任者の認証印を受けること。
 - (3) 審査申込書の提出時には、審査料を振り込むこと。
 - ・各団体・学校ごとに纏めて、段位、級位ごとの人数、受審料を所定の一覧表に記入して添付すること。
 - ・受審料は郵便振替で送金すること。
郵便振替口座番号 00750-2-4713 加入者名 石川県弓道連盟審査部
 - (4) 受審者は審査申込書提出時まで、石川県弓道連盟の当該年度登録料を納入済みであること。
 - (5) 無指定審査のみ弓の重なりを認めるが、その場合は、その旨を記載したメモを添付のこと。
8. 注意事項
 - (1) 審査申込書は全日本弓道連盟会長あての所定の様式（級位から五段まで）を使用し、各事項に従い楷書で黒ボールペン又は黒インクで受審者が自筆すること。
 - (2) 審査申込書には会員個別ID番号を記載すること。
 - (3) その他、審査申込書の欄外に記載されている注意事項を遵守すること。
 - (4) 受審者は開会式には必ず出席すること。（受審要領の説明がある。）
 - (5) 射技及び学科の開始時間に遅刻したり、呼出に応じない場合は棄権とみなす。
 - (6) 級位、段位とも射技の審査は、坐射とする。ただし、予め医師の診断書の提出があった場合は立射を認める。
 - (7) 受審者は、弓道衣、白足袋を着用のこと。なお、四段受審者は和服着用とする。（本座にて肌脱ぎ、襷掛けをする。）
 - (8) 審査で合格した者は、必ずその日のうちに登録料を納めること。なお、級位の登録を拒否する場合には以降の審査において不利になることがあるので注意すること。
9. 審査に当たって留意すべき事項
 - (1) 行射試験について
原則として次の項目の一つ以上に該当する場合は、その請求級段位に相応して、不合格とする場合がある。
 - ア. 「審査における行射の要領」を守れない者
 - イ. 入退場の態度のよくない者
(例) 執弓の姿勢の悪い者、末弭の高い者、うつむくなど自信のない動作の者
 - イ. 本座をとれない者や、射位を守れない者
(注) 前の射手に揃うように。但し、大前が明らかに間違っている場合を除く。
 - ウ. 射技について、射法八節の一つでも欠けた行射をし、目立つもの。
(例) 早気で会がないと思われる者、極端に悪い残心（身）、気力に欠けた射、等
 - エ. 「失」をして、その処理ができない者、又は間違っている者。
 - オ. 行射した矢が矢道にささるなどの的に届かなかったり、幕にあたった者。
 - カ. 「間合い」の悪い者。
(例) 「間延び」「間抜け」などが極端な者、また軽率な動作の者。
 - キ. 入退場の動作を間違った者。
(例) 上座に対する所作を守らない者、左進右退を間違っている者、入退場の足数や方法が違う者、余計な動作をする者。
 - ク. 着装の悪い者や、髪が目を覆うような者
 - (2) 学科試験について
学科試験の問題は年度始めに、事前に提示する。また、次の項目に違反のあった場合は、不合格とする場合がある。
 - ア. 試験会場には、教本や参考書などを持込むことを禁じる。
 - イ. 携帯電話類を使用することを禁ずる。
 - ウ. 受審者同士で教えあったり、カンニングを行うことを禁じる。
 - エ. 試験開始後30分までは会場から退出しないこと。